# 天保期紀州藩領における地主制の停滞 耕地条件と地主経営に着目して

### 池本裕行

はじめに

耕地形状の安定性といった耕地条件に着目する。

経営という地主経営だけでなく、各耕地の縄延びの広狭と

本稿は、天保期の紀州藩領を対象に、当該地域の地主制が停滞した要因を明らかにすることを課題とする。当該地が停滞した要因を明らかにすることに記載された台帳面積のした縄延びのある土地を集積する形で進展したため、このした縄延びのある土地を集積する形で進展したため、このは世地主制が停滞した要因を明らかにすることにもなる。る近世地主制が停滞した要因を明らかにすることにもなる。る近世地主制が停滞した要因を明らかにすることにもなる。分析に際しては、この縄延びのある土地を集積する形で土分析に際しては、この縄延びのある土地を集積する形で土分析に際しては、この縄延びのある土地を集積する形で土分析に際しては、この縄延びのある土地を集積する形で土力がに際しては、この縄延びのある土地を集積する形で土力がに関する。

象とした阿部英樹が目立つだけであった。ただし、縄延びては、筆者は既に前稿において論じている。従来の近世地ては、筆者は既に前稿において論じている。従来の近世地の成立について、反収の上昇を重視する見解が主流でありの成立について、反収の上昇を重視する見解が主流でありのを対象とした所密繋治や、低生産力地域である農民余剰のを対象とした阿部英樹が目立つだけであった。ただし、縄延びれる。

し、竹安は近阿部が幕末に

至るまで重要な役割を果たしたとするのに対し、が重要であったとする時期は両者で異なり、阿邨

世前期だけと時期を限定した。

本小作米収取慣行(「人植」を基準とする小作米収取慣行) を含む小作米収取慣行の成立が、近世には全国的に一定程を含む小作米収取慣行の成立が、近世には全国的に一定程と考え、畿内に隣接し、経済・社会的結びつきが極めて強果、阿部が対象とした庄内と同様に、農民余剰の成立には果、阿部が対象とした庄内と同様に、農民余剰の成立には果、阿部が対象とした庄内と同様に、農民余剰の成立にはま、阿部が対象とした庄内と同様に、農民余剰の成立にはと、地主制の形成には縄延びの存在とそれを含む農民的な小作米収取慣行(「人植」を基準とする小作米収取慣行)

主 n 従来の畿内の近世地主制研究では、 が近世 は、 するが、 停滞した。 流域では一八世紀中期に形成された後、後期以降は後退 制は対照的な動きを示したのであり、 る時期であったためである。畿内とその隣接地域で、 しかし、 近世を通じて進展しつづけたわけではない。 1地主制の形成に際して商品作物生産が重視された、 それは以下の二点の理由による。 この縄延び地集積という形で形成された地主制 本稿では天保期に注目して、停滞の要因を分析 地主制形成の画期とさ 非常に興味深い 第一は、 紀ノ川上 天保期 地

済的誘因を高められたと考えられるが、実際には土地集積って、作徳米を販売する地主は新たな土地集積に対する経いう経済的条件の変化があったためである。米価上昇によいえよう。第二は、天保期以降、米価が上昇傾向となると

川上流域にも当てはまる、全国的に共通するものであっために、地主層は新たな土地集積に対して消極的にならざるめに、地主層は新たな土地集積に対して消極的にならざる因について、小作農民層が作徳米収取に対して抵抗したた

制が停滞した要因についても分析している。

庄内におい

て主

吲

部

は地

先に述べた縄延びに注目した研究者のうち、

は停滞したままであったのである。

のであろうか。

の成立が重要な役割を果たしたことを明らかにした。

に着目する。 あった赤塚村と小作地の中心であった隣村恋野 市大字赤塚)を居村とする田中家を対象とし、 1 る古文書 本稿は具体的に (以下、 史料は特に断らない限り、 は紀伊国伊 赤塚・田中家文書) 都郡赤塚村 である 同家に所蔵されて (現和 特に居村で 村 歌山県橋本 の所持地

と天保期の貢租収奪動向を分析する。それにより、同時期構成は以下の通りである。まず一では赤塚村の耕地条件

余剰が重要であった条件を分析すると共に、地主の集積対 らかにする。次に二では田中家の土地集積過程とその集積 らかにする。次に二では田中家の土地集積過程とその集積 地の特質を分析する。天保期を境として、集積する土地の 地の特質を分析する。天保期を境として、集積する土地の では天保期に土地集積が停滞した要因を考察する。最後に こでは天保期における同家の経営動向を分析する。恋野村 を対象に、小作地経営と貸付金経営にわけて分析を行い、 を対象に、小作地経営と貸付金経営にわけて分析を行い、 を対象に、小作地経営と貸付金経営にわけて分析を行い、 を対象に、小作地経営と貸付金経営にわけて分析を行い、 を対象に、小作地経営と貸付金経営にわけて分析を行い、

における農民余剰の成立において、

縄延びから与えられる

### 一 天保期の赤塚村

#### (1) 耕地条件

った。この後、本田畑の再検地は廃藩まで実施されず、慶減少した一二一・四六五七石は、無地高として無年貢とない。 一二三石、一五町二反五畝一〇歩となった。なお、この時七畝六歩とされたが、同七年八月の地詰により二二九・六七畝六歩とされたが、同七年八月の地詰により二二九・六十二三石、一五町二反五畝一〇歩となった。を長六(一通じて紀州藩領であり、伊都郡上組に属した。慶長六(一通に大利である。近世を赤塚村は紀ノ川上流域南岸に位置した村である。近世を赤塚村は紀ノ川上流域南岸に位置した村である。近世を赤塚村は紀ノ川上流域南岸に位置した村である。近世を

> 検地、 り生じたと考えられる。 れらは上記のような藩の検地政策の下、主に切添開田によ 歩と丈量され、一七・五%の縄延びが形成されていた。こ(3) まで固定された。そして、地租改正では 施されず、宝永期以前に開発された新田 反一畝が登録された。以後全藩規模での検地は廃藩まで実 実施されたのみで、同村ではこの時四・六八五 長検地の数値が固定された。新田畑は宝永期に地詰検地 以後に開発された新田畑は高入れ検地の数値が廃藩 畑 一九町七反五畝八 温は宝 永期 町一 の地詰

この縄延びは当然ながら一筆ごとにそれぞれ存在した。 この縄延びは当然ながら一筆ごとにそれぞれ存在した。 この縄延びは当然ながら一筆ごとにそれぞれ存在した。 この縄延びは当然ながら一筆ごとにそれぞれ存在した。 この縄延びは当然ながら一筆ごとにそれぞれ存在した。 この縄延びは当然ながら一筆ごとにそれぞれ存在した。 この縄延びは当然ながら一筆ごとにそれぞれ存在した。 この縄延びは当然ながら一筆ごとにそれぞれ存在した。

(以下、実面積比率)を整理したのが表1である。同表では、同史料から、各土地の検地帳面積に対する実面積の比率

合計	検地帳面積 〈合計〉	検地帳面積に対す る実面積の比率 〈合計〉(%)		
76		(2.77, (1.7)		
100.0				
218.3 (7町2反7畝20歩)	6町5反2畝1歩	111.6		
100.0				
113				
100.0				
195.1 (6町5反 10歩)	5町6反6畝19歩	114.8		
100.0				
76 100.0				
108.7 (3町6反2畝10歩)	2町9反8畝18歩	121.3		
100.0				
265				
522.1 (17町 4 反 10歩)	15町1反7畝8歩	114.7		
100.0				

小さく、田畑の場所の特定が困難なために除外し、本田畑 村内における縄延びの分布を分析するために、地番によっ のみを対象とした。また、字限図を図1として示した。 て村を三地域に区分した。なお、新田畑については面積が 区分した三地域について、その特徴を簡単にまとめてお では凡そ七~一一番の地域に該当する。北部より標高が若

きたい。まず地番一~一〇五の地域 域(以下、中部)は一~一〇五の地域の南に位置し、同図 紀ノ川に接する平地地域である。地番一〇六~二七三の地 では凡そ一~六番の地域に該当する。村の最北部であり、 (以下、北部) は 図 1

表1 赤塚村各土地の検地帳面積に対する実面積の比率

地	番	検	地 帳 面	積に	対する	実 面	積の比	率
		0~90	90~110	110~130	130~150	150~170	170~190	190~
1~105	件	5	29	28	8	1		5
	%	6.6	38.2	36.8	10.5	1.3		6.6
(北部)	人植	6.0	83.6	93.2	27.0	2.0		6.5
	%	2.7	38.3	42.7	12.4	0.9		3.0
106~273	件	16	38	23	11	7	1	17
100° 273	%	14.2	33.6	20.4	9.7	6.2	0.9	15.0
(中部)	人植	15.0	74.5	50.0	21.2	11.3	1.7	21.6
	%	7.7	38.2	25.6	10.9	5.8	0.9	11.0
274~411	件	18	15	5	6	13	3	16
274~411	%	23.7	19.7	6.6	7.9	17.1	3.9	21.1
(南部)	人植	21.4	20.2	6.0	11.4	17.3	9.1	23.4
	%	19.7	18.5	5.5	10.5	15.9	8.4	21.5
	件	39	82	56	25	21	4	38
	%	14.7	30.9	21.1	9.4	7.9	1.5	14.3
合計	人植	42.3	178.2	149.1	59.6	30.6	10.8	51.5
	%	8.1	34.1	28.6	11.4	5.9	2.1	9.9

出典:明治6(1873)年「本田畑有畝改帳」、明治6年「本田畑地所改帳扣 壱番」「本田畑地所改帳扣 弐番」(全て赤塚・田中家文書)より作成。

注1:人植は、縄延びを含む土地の実面積を表し、合計の括弧内は1人植=100歩として算出した。

3:人植・割合については、四捨五入により小数第 1 位までとした。そのため、内数の和が必ずしも合計とは一致しない。

<sup>2:</sup>検地帳面積に対する実面積の比率は、1人植=100歩、検地帳面積を100とした上で、「人植」× 100÷検地帳面積×100という方法で算出した。

算出 方法は同 ..表に示した通りであり、 この 実面

赤塚村字限図 図 1

干高

丘

陵

である。

地番二七

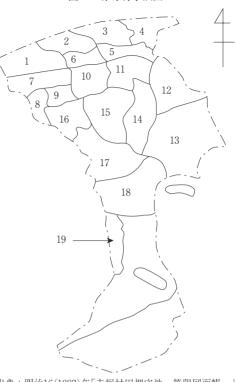
风

(

几

地

域



出典:明治16(1883)年「赤塚村田畑宅地一筆限図面帳一| 「赤塚村田畑宅地一筆限図面帳二川赤塚村田畑宅 地一筆限図面帳三 | (全て赤塚・田中家文書)、「小 字図」(橋本市史編さん委員会編『橋本市史 民俗 編・文化財編』(橋本市、2005年、542-567頁所収) より作成。

注1:番号は明治16年「赤塚村田畑宅地一筆限図面帳一| 「赤塚村田畑宅地一筆限図面帳二」「赤塚村田畑宅 地一筆限図面帳三」の番号に依拠している。

2:19番より南に更に2つの字があるが、明治16年 「赤塚村田畑宅地一筆限図面帳三」では、19番の字 をもって記載が終わっており、その南にある2つ の字には番号が振られていない。これらの字に田 畑・宅地はなく、山林のみであったと考えられる。

延び 部 平均であっ 0 士. 九 率 地、 たので、 が か 同 表 がある土 6 ( 九 南 か  $\bigcirc$ 部 Ġ 以 り明ら 実面積 0 0 に向 下 以 地 0) 0 かとなる点を三点指摘 かうにつれて、 土 で 上 土 ええる 比率が ある。 地 0 地 土 は は 地は 実 実 村 面 面 全体 積と 実 積  $\bigcirc$ 面 が 土地の合計面 積 0 検 検 組延び 一三〇の土地 が 地 地 検 帳 帳 地帳 L 面 面 た は 積 積 1 面 が を下 ï **|積が少なくな** 七 積 が を ぼ 第 . 口 ほ Ě Ŧī. 差 る土 K ぼ % 口 0) ない 村 ŋ で

あ 0

北

表 1 における実面 積比率  $\dot{O}$ 区分に . う V て、 説明 しておき 積比

は、

Ŀ

記のように

人植

0)

記載が必ずしも一

筆単位では

ためである。

村の

最

南 部

部であ

ŋ

山がち

0

地域であ

る。 番

地 地

番 域

が E  $\mathcal{O}$ 

南

は

同 地域

図では凡そ一二~

一九

0

該当す

であるにも

関

わらず、

合計件数が二六五

件となっ

7 四

V

る ま ź 以

は 地では、 几 積であったことになる。 部 筆単位で記載されてい ることである。 北部 九・八%の「人植」しかなかった。 じ件数でありながら、 南 部 の方が二倍近くになるという場合もあったと考えら 実面積比率が同水準であっても、 の土地 中 筆は、 部は 北 るため単純な比較はできない そのため、 中 北部のそれの約六割、 部 部は 0 兀 北 部の 八 北部と中部 八九九・ 七 同史料は一 % 縄延び 兀 南 約半分の 部 % 南部 筆又は数 の実面積 は が 南 北 0 部は 部と 土 中 面

北部と南部について詳しくみたい

n

る

域 面 にも達した。 五. 実面: 土 ことがわかる。 七・九% にお 積比 地 第二に、 が、 実 .積比率が九〇~一一〇の土地を加えると、 北率が 一一 面 いても % (二三六件)、 積 件数で全体の五四 (三〇一・六人植)を占めたことである。 村全体で見たとき、 が検地帳面積を下回る土地はかなり少なか つまり、 〇以 件 この点は、 数 上の土地が占める割合は、 村内の約半分の土地には縄延びがあ 面 面積で九二・〇% . 積共に凡そ五〇~六〇% 地域別に見ても同様であり、 · -% 実面積比率が一一 四四件)、 (四七九・八人植 1 件数で八 〇以 の間 ずれ 面 さらに、 積 つった にあ で五 上の 0 地 実

> とである。 以上の大きな縄延びのある土地が占める割合が増加したこ が九〇以下の 北部 中 実面 部は北部と南部 から南 積が 検地 部 へと向 帳 面 0 □積を下 かうにつれ 中 間 的 回る土地 な性質を持つので て、 や、 実 面 積 Ŧi.

六 地や、 (一五件) と一七 六件)を占めた。これらに続くのが、 見たとき、 上の土地が占める割合の高さが注目される。 そのほとんどが、 〇の土地を加えると、 地が占める割合の高さである。 一○と一五○~一七○の土地で、 これに対し、 北部 「域の七五・○% (五七件)、 と九三・四% (二〇三・八人植) 八人植) 一定の縄延びがある土地で占められ で注目されるのは、 地域 を占めた。これに実面積比率 南部では実面! の二三・七% 実面積と検地帳面積がほぼ変わらな % それら (一三件) 実面積比率が九〇~一三〇 積 の数値 (一八件) と二一 面 これらの土地は、 跎 であっ 積では八一・ 率 が九〇以 それぞれ一九・ にも達 実面積比率 は た。 八五 が一三〇 ていたのである。 した。 両者は件数で 下と 0 % ず Ŧi. 件数では ħ が九〇~ % 北 九〇以 ( % の土 七 部 土 % は Ŧ. 七 面

件

地

積は件数と同水準

の割合を占めた。

南部は実面積と検地

った。

面 に及ぶ大きな縄延びがある土地がそれと同程度存在したの 地帳 積が にほぼ 面積を下回る土 変わらない 一地や、 土地 は二割弱にとどまり、 実面積が検地帳面 積 実面 の約二倍 積 が

である

てい 明治時代初 持する事が困難であったことがうかがわれ 0 考えられる。 的には本田 にまとまった未開発地を持たなかったため、 件が山林や池となり、 この違いを生み出した要因を考える上で注目されるのが た。ここから、 畑の 期に しか 周 お Ĺ 一囲の山林を開発することで形成されたと ける新田畑の状況である。 山林を開発した土地は、 同史料では四四 その多くが開発以前の状態に戻っ 件の新田畑のうち三 新田 その形状を維 同 百村では 畑は基本 村内

6 畑の特質は も多かったのであろう。 を開発 司 れる。 村は 地は周囲 村 して面積を広げやすかった半面、  $\tilde{O}$ [が山林となっていたのである。 南に山林が広がり、 耕 地形状の安定性の差に起因するものと考え つまり、 中 部の一 三点目として挙げた本田 部や南部の多くの 山林へと戻る土地 そのため、 山林

以上から、

村

内の耕地条件には、

地域

差があったことが

こうした事情は、

中部や南部

の本田畑にも共通していた。

る

条件を具えていたのである。

ない 性が高い地域であった。 明らかとなった。 か、 一定の縄延びがある土地が多く、 北部は実面積と検地帳面 一方、 南部は実面 耕地 積が検 積が ほ 形 地 ぼ 状 変わら の安定 帳 面

という観点も加味すれば、 地域の約半分であった。しかし、 地が占める割合は、 戻るかわからない土地であったのである。 の二倍以上という土地も多くあったが、それ 安定性が低い地域であった。 を下回るか、大きな縄延びがある土地が多く、 北部・中部 北部の土地が村内で最も良好な 南部には実面積が検地 そこに耕 南部のいずれに 縄延び 地形 は 耕 状の安定性 11 おい がある土 0 地 帳 Ш 形 ても 林に 面 状  $\mathcal{O}$ 

れる。 n 世紀初期までに形成されたと推測される。ただし、 「再度開発されたりといったことが繰り返されたと考えら 部や南部 なお、 新田開発の状況を踏まえれば、縄延びは主に一八 の土地は、 その状態が持続せず、山林に戻った 中部の

#### 2 天保期の貢租収奪動 尚

である。本稿における貢租率とは貢租量の石高に対する比 文化後期から天保中期の貢租量 0) 推移を示したのが表2

文化~天保期における赤塚村の貢租

年代		傷毛引 (石)	年貢	小入用	貢租	貢租率
	114		(石)	(石)	(石)	(%)
文化12年	1815	*	183.9			
13年	1816		183.0			
14年	1817		183.0	32.8	215.8	94.0
文政元年	1818		183.0			
2年	1819			25.9		
3年	1820		183.9	19.4	203.3	88.5
4年	1821	2.2	182.9	18.7	201.6	87.8
5年	1822		183.9			
6 年	1823			15.9		
7年	1824		183.9	16.7	200.6	87.3
8年	1825	23.1	159.3	15.7	175.0	76.2
9年	1826	3.0	177.9			
10年	1827	1.5	180.9			
11年	1828	5.1	173.6	14.6	188.2	82.0
12年	1829	4.1	175.6			
天保元年	1830	6.1	171.8	11.0	182.7	79.6
2年	1831	3.8	180.0	16.6	196.6	85.6
3年	1832	6.2	170.5	17.9	188.4	82.0
4年	1833	6.0	170.7	14.1	184.8	80.5
5 年	1834		183.7	19.2	203.0	88.4
6年	1835		183.7			
7年	1836	6.7	177.6	6.8	184.4	80.3
8年	1837		183.7	12.3	196.0	85.4
9年	1838	7.9	173.9			
10年	1839		183.7			

出典:各年の「免割賦帳」「諸色小入用帳」、天保11(1840)年「年々免 割目録写 | (全て赤塚・田中家文書)より作成。

注1:石高については、升以下を四捨五入して表示した。そのため、 内数の和が必ずしも合計とは一致しない。

2:年貢は取米(差口を含む)と諸掛り(郷役米・糠藁米・御貸籾種元 利米・弐夫米・加入米・庄屋給の一部・肝煎給の一部からなる)を 合計したもので、既に傷毛引を差し引いた数値となっている。 ただし、文化12(1815)年は傷毛引が行われたが、別帳に記載 されているためその規模が不明であり(そのため表中では※と している)、年貢に傷毛引分を含む。

3:小入用は元々現金で算出されたものを、庄屋給・肝煎給を算出 する際の石代値段で除して換算した。

4: 貢租は年貢と村小入用からなる。 貢租率は原数値によって算 出し、四捨五入により小数第1位までとした。

台後半以上、 で推移していたことである。 ていた。 同 紀州藩では天保三(一八三二)年、 文政後期以降は若干低下して八 文化後期~文政  $\bigcirc$ 中 四年、 期 % 台を推移

を指 一表から、二点指摘したい。 貢租には 年貢 掛 第 ŋ Ó に、 他に村 貢 租 小入用 率 が を含 は八〇% 高 い水準

> が n

認されない 傷毛引による減免が小規模であったことである。 0) である。

れており、少ち へ八年に天候 で 高い。 しかし、 少なくともこれ 宗 順 天保期に に対する祈祷 におけ らの を行 る貢租 年 次は わ X せ 率の低下は、 作 る であ 仰 った可 付 が 能性 出

文政後期以降は毎年のように減免がなされたが、そのほぼ 文政後期以降は毎年のように減免がなされた文政八(三流) 年でも二三・一石、取米の一四・二%にとどまった。凶作であった可能性が高い上記の天保期の各年次についても、減免自体はなされているが、その幅は寡少であった。

(第少という貢租収奪動向は両時期に共通していたのであが寡少という貢租収奪動向は両時期に共通していたので、中期の貢租率は、石高比九〇%に達していたため、それよ中期の貢租率は、石高比九〇%に達していたため、それよいよから、天保期に藩は石高比八〇%を超える高率貢租以上から、天保期に藩は石高比八〇%を超える高率貢租

期と天保期で大きな変化がなかったといえる。 生でに上昇を終え、単位面積当たりの小作米水準である標までに上昇を終え、単位面積当たりの小作米水準である標準的小作米水準は、遅くとも延享期以降固定化し、小作米準の小作米水準は、遅くとも延享期以降固定化し、小作米準の小作米水準は、遅くとも延享期以降固定化し、小作米地である標度では、遅くともできない。また、反収も同時期と天保期で大きな変化がなかったといえる。

りである。では次に、地主がいつ村内のどの地域で土地集りである。では次に、地主が不利な作徳米を確保し、凶作の際には凶作時の貢租負担というリスクを負った。地主が有利な作徳米を確保し、凶作時の貢租負担というリスクを低減するには、縄延びが重要であったということを強調しておきたい。このような地主の集積対象となりうる縄延びのある土地が、耕地形状の安定性という点で差はありつつも、村内の約半分を占めたことは、前節で分析した通つつも、村内の約半分を占めたことは、前節で分析した通りである。では次に、地主がいつ村内のどの地域で土地集りである。では次に、地主がいつ村内のどの地域で土地集りである。では次に、地主がいつ村内のどの地域で土地集りである。では次に、地主がいつ村内のどの地域で土地集りである。では次に、地主がいつ村内のどの地域で土地集りである。では次に、地主がいつ村内のどの地域で土地集りである。では次に、地主がいつ村内のどの地域で土地集りである。では次に、地主がいつ村内のどの地域で土地集りである。

## 一 田中家の土地集積過程

積を進めたのかをみてみたい。

### (1) 土地集積過程の概要

最初の土地取得を行った宝永元年以降、地租改正に至るめる割合は小さく、小作米収取を目的とした地主であったの地主であったといえる。また、自作地が所持地全体に占第九位、同村が属した上組では第一位であった。組内最大

つまり赤塚・恋野・下上田・平野の各村における所持石高全所持石高と安永四年に一町以上の土地を所持した村々、

までの所持石高の推移を示したのが図2である。

同図では、

の推移を表している。

以外では三・五石の河瀬村が最大であり、図中に示した四一四町三反に及んだ。ただし、一町以上を所持した四ヵ村となったことである。同年の所持地は居村赤塚村をはじ大となったことである。同年の所持地は居村赤塚村をはじたとなったことである。同年の所持相高が近世を通じて最に土地集積を進め、安永四年に所持石高が近世を通じて最に土地集積を進め、安永四年に所持石高が近世を通じて最

持石高は安永期以後幕末に至るまでほぼ停滞し、幕末に主を示した。まず赤塚・恋野両村であるが、両村における所ち、赤塚・恋野両村と下上田・平野両村は全く異なる動きある。つまり、安永四年に一町以上を所持した四ヵ村のう第二に、同家の土地集積には二つの種類があったことで

カ

村が所持地のほぼ全てを占めていたといえる。

それを見据えての土地集積であった可能性が高い。り、両年で二六・二石に及ぶ。地租改正直前の時期であり、急増は、その大半が明治七年と八年に集積されたものであと赤塚村を中心に急速に増加した。明治時代初期におけるに分家への譲渡によって若干減少した後、明治時代に入る

所持石高は、安永期以後寛政初期までは赤塚・恋野両村と地主制が停滞した要因を分析している。停滞期の中でも天来の畿内の近世地主制研究と、米価が上昇傾向となるとい来の畿内の近世地主制研究と、米価が上昇傾向となるといれて下上田・平野両村であるが、これらの村々における(31)の経済的条件の変化を考慮したためである。

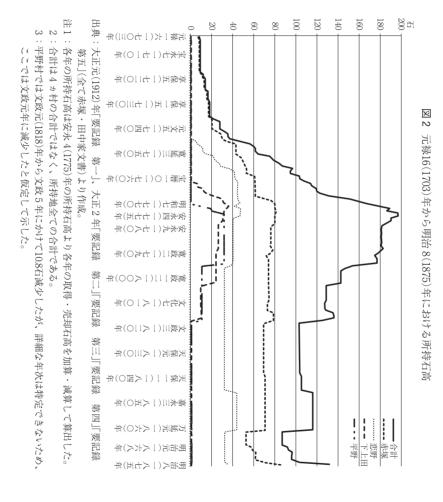
### (2) 集積地の特質

に売却により減少し、(32)

それ以後は所持地が全くなくなった。

同様に停滞するものの、

として、土地の集積時期と縄延びの大きさの関係性を明ら地租改正時には八・六%であった。そこで、本田畑を対象となった安永二(一七七三)年には二七・二%であったが、赤塚村所持地の縄延びは、同村における所持石高が最大



れるが、 計集積面積が二一二・五人植(凡そ七町八畝一〇歩)であ したがって、 した後に譲渡・売却した土地を含んだりするためである。 まとめて記載している場合があったり、 表作成に利用した明治六年「本田畑有畝改帳」では数筆を ったり、 八反二畝九歩であるのに対し、 示した明治八年(一八七五)における合計所持面積が三町 の合計面積の縄延びが一七・四%にとどまったり、表4で 同表の宝永元 永二年における縄延びは二七・二%であったにも関わらず、 かにしたい。 したかを整理したのが表3である。 正確性には若干欠けると考えられ 同表と実際の数値には隔たりがある。これは、 同表は傾向を把握するには問題ないと考えら (一七〇四) 年から安永二年における集積地 地 の集積時期別に、 同表の全期間を通じての合 なお、 どのような土地を集積 同表では一度集積 る。 上記のように安 百

> 二% (一八・九人植) となり、 と低下した。 八% (二一人植)となり、 八年には、 九%へと上昇した。幕末の文久二 (一八六二) 八一五)年には、件数で六六・六%(六件)、面積で七二・ 七・四%であった。その後の安永三年から文化一二(一 件数で四六・一% (一二件)、 合計面積の縄延びは五・三% 合計面積の縄延びは三〇 面積で三七 年から明治

半は明治時代以降に集積されたものである。 なように、後者は天保期以後の集積地といっても、 あるという傾向があったといえる。 天保期以後の集積地は、 天保期以前の集積地は、 実面積と検地帳面 その多くに縄延びがある一方で、 なお、 積が 図2から明らか ほぼ同じで その大

では、 た。 日時点での所持地を字別に集計したのが表4である。 租改正事業が終了した直後である明治八年旧 次に集積された各土地の場所を分析したい。 天保期を境とした集積時期による区別も併せて示 同表

赤塚村で

地

全体に占める割合は、 に北部で土地集 積が進展したことである。 八二・〇% (一町八反六畝 北部 0 集 二四步 積

となる安永二年は、

一○以上の、縄延びがある土地が占める比率を見ていきた

最初の土地取得を行った宝永元年から所持石高が最大

件数で六八・五%

(三七件)、

面 積

同表から、

二点指摘したい。

第一に、

天保期以前には

主

が変化したことが明らかとなる。

時期別に実面積比率が一 集積地の縄延びの大きさ

同表から、

集積時期によって、

六五・○%

(八五・一人植)であり、

合計面積の縄延びは

集積地だけで全体の七一・○% にも達した。 その中でも字田中と木落に特に偏. (一町六反 一畝二二歩) ŋ 両 字の

同表には表れ

な 1,

度集積し

た後譲渡・売却した土地

を譲渡したが、 渡としては近世では最も規模が大きかった文久二年の事 一地を北部に所持していた推計となる。 町八反六畝二四歩に加えて、 寛保~宝暦期に集積した一六・六石、二三・九 部に位置したも これらは全て北部に位置した。 のが多かった。 二三 九人植 例えば、 先に示 (約八反 分家への 人植 した 例 0 譲

> 天保期以後は北部と並 これらの集積地に縄延びが んで、 中 部でも土 一地集積

に述べた通りである。 その大半が明治時代以降に集積したものであったことは先 が進展したことである。 天保期から幕末にかけては、 北部

明らかとなる。 前における北部の集積地 さらに、 同表と表1、 天保期以前における北部の集積 表3を併せて見ることで、 の、 地域に占める割合の高さが 地 は、 天保期 一四歩 上 記

以

ておきたい

中部共に土地集積はほとんど進展しなかったことを強調

分家への譲与分約八反を加算すれば二 6 町 1 反 3 畝 20 歩 115.4 町六反六畝

検地帳面積に対す

る実面積の比率

<合計>(%)

117.4

130.9

105.3

検地帳面積

<合計>

3町7反1畝7歩

6 反 6 畝 21 歩

1町7反5畝22歩

表3 赤塚村本田畑における集積地の性質

	集積年	代	検 地	帳 面 積	に対	する	実 面 積 の 比 率
			0~90	90~110	110~190	190~	合計
	宝永元年	件	2	15	31	6	54
	(1704)	%	3.7	27.8	57.4	11,1	100.0
Ŧ	~ 安永2年	人植	0.9	44.9	75.0	10.1	130.8 (4町3反6畝 )
天保	(1773)	%	0.6	34.3	57.3	7.7	100.0
保期以前	安永3年	件		3	4	2	9
刖	(1776)	%		33.3	44.4	22.2	100.0
	~ 文化12年	人植		7.3	15.4	3.5	26.2 (8反7畝10歩)
	(1815)	%		27.9	58.8	13.4	100.0
	文久2年	件	4	10	11	1	26
天保	(1862)	%	15.4	38.5	42.3	3.8	100.0
天保期以後	~ 明治8年	人植	6.0	28.5	20.5	0.5	55.5 (1町8反5畝 )
	(1875)	%	10.8	51.4	36.9	0.9	100.0
		件	6	28	46	9	89
		%	6.7	31.5	51.7	10.1	100.0
1	計	人植	6.9	80.7	110.9	14.1	212.5 (7町 8畝10歩)
		%	3.2	38.0	52,2	6.6	100.0

出典:明治6(1873)年「本田畑有畝改帳」「本田畑地所改帳扣 壱番」「本田畑地所改帳扣 弐番」、大正元(1912)年「要記録 第一」、大正2年「要記録 第二」「要記録 第三」「要記録 第四」「要記録 第五」(全て赤塚・田中家文書)より作成。

- 注1:人植は、縄延びを含む土地の実面積を表し、合計の括弧内は1人植=100歩として算出した。
  - 2:検地帳面積に対する実面積の比率は、1人植=100歩、検地帳面積を100とした上で、「人植」×100÷検地帳面積×100という方法で算出した。
  - 3:人植・割合については、四捨五入により小数第1位までとした。そのため、内数の和が必ずし も合計とは一致しない。
  - 4:集積後、譲渡・売却した土地も含む。
  - 5:文化13(1816)年~文久元(1861)年における土地集積は、天保10(1839)年に1件(検地帳面積が9畝、実面積が2.5人植で、実面積比率は92.6%)あっただけである。

表 4 明治 8 (1875) 年赤塚村における字別所持面積

	番字		明治8年の所持地		天保期以前の集積	責地	天保期以後の集積地		
	号	于	面 積	(%	)	面 積	(%)	面 積	(%)
	1	田中	1町5反2畝2	9歩 40	.0	1町2反 21歩	53.0	3反2畝8歩	20.9
	2	木落	6 反 9 畝1	2歩 18	.2	4反1畝1歩	18.0	2 反 8 畝11歩	18.4
	3	梅ヶ本	1 畝1	2歩 0	.4	1 畝12歩	0.6		
北部	4	去年川	6 畝1	4歩 1	.7	6 畝14歩	2.8		
	5	小原	7 畝2	9歩 2	.1	4 畝17歩	2.0	3 畝12歩	2.2
	6	帯田	2 反 6 畝1	9歩 7	.0	1 反 2 畝19歩	5.5	1 反 4 畝	9.1
	小言	†	2町6反4畝2	5歩 69	.3	1町8反6畝24歩	82.0	7反8畝1歩	50.5
	7	西所	1反5畝2	3 步	.9	4 畝23歩	2.1	1反 9歩	6.7
	8	西ノ久保	3 反 4 畝 3	步 8	.9	8 畝11歩	3.7	2 反 5 畝22歩	16.7
中	9	房屋	3 反 3 畝2	2歩 8	.8			3 反 3 畝22歩	21.8
部	10	土居	2 畝1	5歩 0	.7			2 畝15歩	1.6
	11	和庄	2 反 3 畝1	7歩 6	.2	1 反 9 畝13歩	8.5	4畝4歩	2.7
	小言	†	1町 8畝2	9歩 28	.5	3 反 2 畝17歩	14.3	7 反 6 畝12歩	49.5
	12	山中	1 畝 2	步 0	.3	1畝2歩	0.5		
南	14	日浦	2 畝2	3歩 0	.7	2 畝23歩	1.2		
部	17	雨坪	4 畝2	0歩 1	.2	4 畝20歩	2.0		
	小計		8 畝1	5歩 2	.2	8 畝15歩	3.7		
合言	t		3町8反2畝9	歩 100	.0	2町2反7畝26歩	100.0	1町5反4畝13歩	100.0

出典:明治9(1876)年「赤塚村内ニテ所持之部 地所一筆限図面帳」、明治21年「所有地旧新地番反別実際比較帳」、大正2(1913)年「要記録 第四」「要記録 第五」(全て赤塚・田中家文書)より作成。

注1:天保期以前の集積地の面積は、明治8年の所持地から天保期以後の集積地を差し引いて算出した。 2:割合は、四捨五入により小数第1位までとした。そのため、内数の和が必ずしも合計とは一致 しない。

3:番号欄の数値は図1中の番号と対応している。

率が 三分 を算 土地 の土 ち、 0 あ は 植 体に占める割合は 天保期以 いることから、 一六・七人植が実面 が実 集 で ることが 地 八 か 実面積: 川 出 同 九 5 と推計され ?の一と約三分の二となっ 地 積 0 1%となっ<sup>(36)</sup> 介面積: 面積 ○人植となる。 と一一〇以 地 す 家の集積地が占める割合 ・六人植  $\bigcirc$ れば、 0 の特質を分析した結果 5 北 前に集積 比率が の土 部に わかるので、それぞ は一二八・七人植 比率が九  $\equiv$ 0 八〇人植のうち る。 おける実面 地、 Ĺ  $\tilde{O}$ した土 一一〇以 そして、 それぞれ 土 0) 0 五三・三人 積比率が 〇以 土地 九%と 地 表3では 地 0 積比 上 Ĺ のう 面 が 0 全  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 

なりうる土地は残っていなかったと考えられる。 (37) この割合は高く、天保期には北部にもう地主の集積対象と う。そして、北部で土地集積を進めた同家は、天保期には 土地集積が停滞した第一の要因として注目したい。 ないにしろ土地集積を進めた百姓がいたことを踏まえれば るに至ったのである。 同 減しやすかったために集積対象となりにくかったのであろ や南部の多くの土地は耕地形状の安定性を欠き、 は北部だけでなく、 土地を集積したことが明らかとなった。 えて中部において、実面積と検地帳面積がほぼ変わらな 天保期以前 .地域内の縄延びのある土地の少なくとも約四割を集積す 同 時期以後、 は主に北部におい 中部や南部にもあったが、 村内には分家や同家ほどの規模では 実質的には明治時代以後は北部に加 て縄延びのある土地を集積し 縄延び 0 中部の一部 面積 同時期に ある土地 が増

# 三 田中家の天保期の経営動向

#### (1) 小作地経営

経営、貸付金経営からなっていたが、同家は所持地に占めの分析から考察したい。同家の経営は自作地経営、小作地天保期に田中家の土地集積が停滞した要因を、地主経営

作地経営についてはとり上げない。外に経営内容がわかる史料が残されていないことから、自外に経営内容がわかる史料が残されていないことから、自ったことや、自作地については作物の種類とその収穫量以る自作地の割合が低い、小作米収取を目的とした地主であ

小作人数と小作期間に注目したい。文政・天保初期には 大政・天保期の動向をまとめたのが表5である。同村の所 文政・天保期の動向をまとめたのが表5である。同村の所 ではあたっており、詳細は不明である。そのため、同表で でにあたっており、詳細は不明である。そのため、同表で は同家が自ら取り立てた約四二石分のみを示している。 は同家が自ら取り立てた約四二石分のみを示している。 は同家が自ら取り立てた約四二石分のみを示している。 まずは小作地経営である。近世を通じて小作地経営の中

二年が一人いた。したがって、毎年四分の三は固定された人で、平均期間は八・六年となるが、一三年が一六人、一平均では一年あたり二一・〇人となった。合計人数は三二二三人前後であったのが、後期にかけて一九人に減少し、二三人前後であったのが、後期にかけて一九人に減少し、

で、安定していた。このうち、文政九年の納入率低下は一天保七(一八三六)年・一〇年の三ヵ年以外は九〇%以上次に納入状況である。納入率は文政九(一八二六)年・

小作人であったことになる。

不納率は高くても七%台前半でとどまった。 ○・七%に達する不納が原因であったが、 天保期に入ると、

以外の減免率は五%台にとどまったが、より直接的な援助 がなされた場合があった。 引」などとされ、凶作に対応したものと考えられる。 して高い減免であった。 天保七年に納入率が低下した要因は、一六・八%と突出 減免は具体的には「まけ」「悪作 同年

難渋人へ粥米料として金一両を与えている。七年は大年に、1921年の月には、1931年の月には、1931年の月には、1931年の月には、1931年の月には、1931年の月には、1931年の1931年の 三二人に米五升宛与えている。更に、八年四月には、小前まず五年四月には榎坂家取立分も含む同村の小作人全員 七年は大規模

る。

と考えられる な減免を行ったために、 直接的な援助は特になかったも

とが明らかとなる。 また、各年の「当座帳」から、 販売量は年次によって変わるが、主に 作徳米は販売してい

近隣村々の商人に販売されていた。

居村赤塚村の百姓や橋本・恋野・清水・三軒茶屋といった

凶作時には、 は共に、安定したものであったといえる。そして、 以上から、 前例のない規模の減免で対応していたのであ 同時期における小作人の確保・小作米の納入 七年の

期における動向を示したのが表6である。 小作地経営と貸付金経営が深く関連していた についても併せて考察したい。それらの天保 り大きくないので、同家全体の貸付金の動向 対象としたい。ただし、 まず貸付人数と貸付先である。八~一〇人 田中家においては、以下で述べるように、 貸付金経営の分析についても恋野村を その貸付規模はあま

天保

12年

19

13

42.7

100.0

38.6

90.4

1.8

4.2

2.1

5.0

13年

19

16

42.8

100.0

40.3

94.2

1.5

3.5

1.0

2.3

14年

19

12

42.8

100.0

38.9

90.9 3.2

7.4

0.2

0.5

10年

20

11

42.7

100.0

36.9

86.5

0.4

0.9

2.3

5.4

11年

19

16

42.7

100.0

40.7

95.4

0.6

1.4

1.4

3.2

文政・天保期の恋野村における小作地経営

年代		文政		天保							
		元年	9年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
総数	人	24	23	23	24	23	22	21	21	22	21
皆済	人	16	17	16	20	18	17	16	12	15	17
契約	石 %	42.2 100.0	42.4 100.0	42.7 100.0	42.7 100.0	39.8 100.0	42.7 100.0	42.6 100.0	42.7 100.0	41.0 100.0	42.7 100.0
納入	石 %	38.7 91.6	37.2 87.8	39.9 93.6	41.4 97.0	36.3 91.1	40.9 95.9	40.8 95.7	32.4 75.9	37.8 92.2	40.7 95.2
不納	石 %	3.1 7.4	4.6 10.7	2.2 5.1	0.6 1.5	2.8 7.1	1.4 3.3	0.6 1.4	1.2 2.9	1.2 2.9	0.0
減免	石 %	0.4 0.9	0.6 1.4	0.0 0.1	0.4 0.9	0.6 1.4	0.1 0.3	0.5 1.1	7.2 16.8	0.6 1.6	1.1 2.6

出典:文政元(1818)年は明治23(1890)年「文化拾五戌寅年地資帳写」、文政9年は文政9年 「地資帳」、天保2(1831)年~12年は各年の「恋野下作米受取覚」、天保13年と14年は 両年の「恋野下作受取覚」(全て赤塚・田中家文書)より作成。

注1:契約は契約小作米、皆済は皆済人数、総数は総小作人数を表す。

は

2:石高については、升以下を四捨五入して表示した。そのため、内数の和が必ずしも 合計とは一致しない。

3:割合は契約小作米に対する割合を表し、四捨五入により小数第1位までとした。そ のため、内数の和が必ずしも合計とは一致しない。

4:不納は「かし」「不足」「質物」「借用手形」「延引」「大福帳へ写る」「当座帳へ写る」 を表し、減免は「まけ」「悪作引」「引」「綿下引」を表す。

で下作米受取覚から大福帳に移行されたも 討する。 することができる。 貸付内容は、 なお、 小 小 作 作米不納分とその 以下ではそれぞ 米不納分 は 換 価され n 他 别 K に検 大別

ある 貸付 貸付 親族 係を 初 年 三〇〇~二五 測される者がい る **L家と関係を持っていた者が中心となってい** 期 次に貸り 間 1人数 Ŏ \ で合計 残高は が三人であ 同 0 件 戸数は . 家との h 気の増 でい の大口の貸付によって増 一七〇〇匁を推移し、八 付 天保二 (一八三一) 額と内容、 五. 加 ○○匁に増加している。 関係を見ると、 た者はごく一 \_ O た。 13 ŋ 人であっ よるのではなく、 五戸であっ 小 他には出 作 及びその返済である。 人 部 た。 た。 が、 か。 た。 の一 であ 親族などの形で、 入りの商 小作人が九人、 年~七年は (年以降 加したので ったといえ 以下で述 これ 九 金融関 人と推 世紀 を

推

移

平

均

は

年

あ

たり九

7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
9	10	9	10	10	10	9
1,329.50	2,347.69	2,348.23	2,387.35	2,511.43	2,520.05	2,453.99
939.78	939.68	939.68	939.68	939.68	939.68	939.68
389.72	1,408.01	1,408.55	1,447.67	1,571.75	1,580.37	1,514.31
1.34	1.54	1.62	7.49	8.62		
1,300.00	77.50	37.50	246.99			
283.05			130.40		66.06	
49	50	51	51	50	44	32
10,030.99	12,428.46	14,529.26	14,196.76	15,219.67	13,369.71	10,649.55
1,028.05	1,253.05	1,202.97	1,324.93	1,251.99	1,066.63	898.40
2,652.79	1,574.30	1,384.77	529.72	38.23	28.00	4.72
71.97	15.38	13.61	14.26			
1,495.65	677.14	1,585.16	396.82	267.60	428.05	338.39

示したように、九年の小作米不納率分回収状況を見ておきたい。表5にを事例として、文政期における不納を正こで、文政一〇(一八二七)年可能となったと考えられる。

期に小作米不納分の回収は、ほぼ不

計上されなくなったのである。天保

記されるだけとなり、新規不納分は別からの不納分は利子も付かずに転期からの不納分は利子も付かずに転期からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに転割からの不納分は利子も付かずに表している。

で、これは同家の経営帳簿上の特質

表6 天保期における貸付金経営

	年代		2年	3年	4年	5年	6年
	貸付人数 貸付残高	人匆	9 1,399.03	8 1,768.21	8 1,445.11	9 1,287.31	9 1,489.74
	(小作米不納分)	匁	939.00	937.78	937.78	937.78	939.78
恋	(小作米不納分以外) A	匁	460.03	830.43	507.33	349.53	549.96
野村	Aの利子	匁	44.90	44.71	35.70	31.64	31.60
	新規貸付額 B	匁	312.70			1,395.84	8.10
	Bの利子	匁	62.00			33.21	0.85
	返済額	匁	49.20	367.81	193.50	1,213.96	201.13
	貸付人数 貸付残高 C	人匆	57 13,119.09	55 10,995.97	48 10,231.08	50 9,201.07	52 9,229.08
全	Cの利子	匁	1,139.65	1,150.95	1,080.71	833.39	804.28
全体	新規貸付額 D	匁	1,654.93	512.00	619.74	2,815.43	1,940.75
	Dの利子	匁	90.32	82.12	6.16	65.48	58.26
	返済額	匁	4,754.30	1,903.00	2,564.13	3,600.18	2,113.93

出典:各年の「大福帳」(全て赤塚・田中家文書)より作成。

注1:全体は周辺村々の百姓への貸付の合計である。

2:金1両=銀62匁、銀1匁=銭1.08匁で換算した。

3:米や藁など現物の貸付については、非常に少量であるためここでは除外した。

4: 恋野村の小作米不納分の利子は、天保2(1831)年に0.66匁が計上された以外は無利子のため、 表中には記載していない。

5: 恋野村の返済額は全て小作米不納分以外に対するものであり、小作米不納分に対する返済は天保2年に1.88匁あるのみである。返済がないにも関わらず、小作米不納分の金額が変動するのは、数値を誤って翌年の大福帳に転記したためと考えられる。

者は 年に 計は は、 ある。 文政期には、 は 先に述べたように凶作年であり、 ことであ の新規貸 など少額 (三四五匁) 能であったと考えられる。 年 者 Ŧī. 次に小作米不納分以外につい 返済 れら 貸 年に 二二六一匁となっていた。 □○年までの小作米不納公 0 山 中にその大半が返済された。 同年にはそのうちの二七・ は 米の貸付や頼母子関連の貸付 を質にとっての貸付である。 米 し付けた一三〇〇匁である。 る。 額 の貸借状況で注目される 貸し付けた一三四九匁と七 行 七 0 0 売買 ものが多くを占め、 が八年以降減少して は二件だけであった。 が返済されたのである。 % 小作米不納分の回 にも達 0 に関 前 したが 年である七年は 連した貸付で、 分の そ そし てで 大口 几 n 天 返 0

なった。 全体も 済額の 同様の傾向を示し、 減少は、 同 時に、 その影響を強く受けたものであろう。 新規貸付額も減少傾向となり、 八年以降は返済額が減少傾向と 貸付金部 貸付

門の縮小がうかがえる。

ということができよう。 棄されるようになった。これは新たな形での事実上の減免 大福帳に記載される小作米不納分の回収が、天保期には放 小作米の納入率は文政期と同水準で変化はなかった一方で、 あったことが明らかとなった。まず小作地経営であるが、 以上から、小作地経営・貸付金経営共に天保期に変化が

銀返しによって土地集積を進めていたため、(4) る土地集積の停滞がここからも確認される。 更に新規貸付額も減少していったのである。 済額が減少していった。これは同家全体でも同様であり 次に貸付金経営は七年の凶作を契機として、 同家は主に本 天保期におけ 八年以降返

状の安定性が低くなったのである。

部

は り 安定的に収取できないとなれば、 される。 地主の 特に小作米不納分の回収放棄という小作地経営の変化 n らの変化はいずれも経営状態を悪化させるものであ 仮に集積したとしても、 土地集積が停滞したもう一つの要因として注目 その土地からの小作米を 小作米収取を目的とする

> 地主は、 土地集積に対して消極的になるであろう。

#### す 75

北部から南部に行くほど土地の面積は狭小になり、 があった。縄延びのある土地は村内の約半分、 らの着目点に沿って、 た要因を、耕地条件と地主経営に着目して分析した。これ 所持地を事例として、 赤塚村は、村の北部 本稿は、 南部にそれぞれ約五○~六○%ずつ分布していたが 紀伊 国伊都 分析内容を整理したい。 当該 郡赤塚村田中家の赤塚・恋野 ・中部・南部で耕地条件に大きな差 地域 の地主 制が天保期に停滞し 北部 両 村 中 0

の 上 標準的小作米水準は遅くとも延享期以降固定化した。その つまり高率貢租の固定化というものであった。また、 地帳石高に対する高率貢租と凶作時の貢租減免幅が寡少、 れる。その一方で、紀州藩の同 新たな土地集積に対する経済的誘因を高められたと考えら 期以降米価が上昇傾向となり、 「はじめに」で述べたように、紀ノ川上流域では、 |昇や縄延びの形成は一八世紀初期までにほぼ終了し、 時 作徳米を販売する地主は 期の貢租 収奪動向は、検 天保

ため、 積が増 地主が、 また同 リスクを低減するには、 二点を考慮すれば、 米価の上昇を考慮しても、 「減する可能性が低いという点も重要であり、 有利な作徳米を確保し、 耕地形状が安定的で、縄延びを含む土地の面 北部の土地が地主の集積対象となりえ 縄延びが必要であったのである。 凶作時の貢租負担という 小作米収取を目的とする これら

0

要因の一つでもあったと推測される。 定した土地を集積していた。(46) 地が残っていないという点は、 百姓の所持石高などを踏まえれば、 持地の多くが、 地主制が停滞した第一の要因である。そして、 りうる土地は残っていなかったのである。これが同時期に 縄延びのある土地の約四割にも達し、 収取慣行を利用して、 (一七七三) 年までに集積されていることや、 しかし、 地主は天保期以前に既に、 同村における所持石高が最大となる安永二 北部 0 天保期にはその割合は北部の 安永期に地主制が停滞した 縄延びがあり 集積対象となりうる土 もはや集積対象とな 縄延びを含む小作米 耕地形状が安 同家以外の 天保期の所

義

地主経営であるが、 共に不安定化した。 天保期には小作 小作地経営では小作米不納分 :地経営と貸付金

> が低かった。 して挙げた集積対象となる土地がないという点より重要性 が前提であり、 ただし、これは地主の集積対象となる土地が存在すること これが同時期に地主制が停滞したもう一つの要因である。 踏まえて、土地集積に対して消極的になったのであろう。 と推測される。 凶作と、それによる小作人経営の経営状態の悪化があった こうした変化の背景には、 分析できていないので、はっきりしたことは言えないが、 新規貸付額が減少していったのである。 回収が放棄されるようになり、 その意味で停滞の要因としては、 地主はこのような小作地経営の不安定化を 恐らく同時期における連続的 貸付金経営では返済額 小作人経営までは 一点目と

た土地がもう村内に残っていなかったということも、 農民層の抵抗に加えて、 因として、 った。縄延び地集積に特徴づけられる地主制が停滞した要 小作地経営が不安定化したためであったことが明らかにな 耕地形状が安定した土地が残っていなかったため、 的には地主の集積対象となるような、 紀ノ川上流域で天保期に地主制が停滞したのは、 庄内で明らかにされた作徳米収取に対する小作 縄 延び が あり、 縄延びが 耕 地 形 あ 状が安定し ŋ 加えて 0

に指摘できよう。(48)

とき、 取慣行の成立が、 いて、 落状況の実態解明を今後の課題としたい の影響があったことがうかがえる。 記録し、 営において天保七(一八三六)年に突出して高 まり触れることができなかった。 地主制の停滞要因に焦点を当てたため、 わけではない。上記の点が、その要因の一つと考えられる。 理であったのではないかと述べた。しかし、 主制の進展度の関係性を考える上で重要である。 集積対象になりえなかったという点は、 くことを踏まえれば、 最後に天保飢饉について、付言しておきたい。本稿では たとえ縄延びが存在しても、 縄延びの広狭が地主制の進展度を直接規定してい 筆者は近世には縄延びの存在とそれを含む小作米収 貸付金経営において返済額が翌年から減少して 一定程度普遍性をもった地主制 当該地域においても少なからず飢饉 耕地形状が不安定な土 しかし、 天保飢 飢饉についてはあ 縄延びの広狭と地 饉 地主の小作地 全国的に見た 下における村 い滅免率を 前稿 の形成論 一地は 経

じる土地の実面積と検地帳面積の乖離分を意味する。た縄が気候条件などにより延びること、及びそれにより生(1) 縄延びとは本来、検地に際して土地を丈量するための

でいる。 びがある土地を「余慶有之地」(同上、 文化協会、一九八二年、 地帳では把握されていないために、 帳面積の乖離分を縄延びと呼ぶこととする。これらは検 ぞれどの程度存在したかを算出することは極めて困 切添によっても、土地 だ、近世にはこの他に、 山正道・堀尾尚志 た農書である『地方の聞書』(安藤精一・徳永光俊 かった。なお、 あるため、本稿では両者を含めた、 じた。こちらは通常縄延びとは言わない 本稿の対象である紀伊国伊都郡で成立し 『日本農書全集 の実面積と検地 五~九五頁所収)) 既存の土地の隣接地を開発する 土地の実面積と検地 第28巻』(農山漁村 年貢負担が存在し 帳面積 九三頁)と呼ん が、 では、 の乖 両者がそれ 縄延 • 難 生

れは複数存在しており、 立が、幕領・藩領を通じて、 在とそれを含む小作米収取慣行の成立より 主要な研究対象地とされた摂津・河内では、 論理が全てこれであったと考えているわけではな 士学位論文、二〇一三年))。ただし、 農村における農民余剰の成立と地主制形成の論理 主制の形成論理であったと考えている 近世には縄延びの存在とそれを含む小作米収取慣行の成 一産が重要であったと考えられる。 )地を含む小作米収取慣行に着目して―」(京都大学博 筆者は、紀州藩領・大和幕領における分析を踏まえて、 例えば戦後の近世地主制 一定程度普遍性をもった地 近世地主制 (池本裕行 Ł 縄延びの 商品 の形成 研究で 「近世

- 史研究』第四五号、二〇一一年、六五~七六頁)。 び地を含む小作米収取慣行の成立に着目して―」(『農業(3) 池本裕行「近世地主制の形成と縄延び地の存在―縄延
- の水書房、一九六六年)。 学部、一九六二年)、同『近世封建制の土地構造』(御茶学部、一九六二年)、同『近世封建制の土地構造』(御茶) (大阪府立大学経済) (大阪府立大学経済) (大阪府立大学経済) ( 大阪府立大学経済) ( 大阪府建設) ( 大阪府立大学経済) ( 大阪府立大学( 大阪
- 房、二〇〇四年)。 一九九四年)、同『近世農村地域社会史の研究』(勁草書一九九四年)、同『近世庄内地主の生成』(日本経済評論社、
- (6) 代表的なものとして、古島敏雄・永原慶二『商品生産(6) 代表的なものとして、古島敏雄・永原慶二『商品生産と寄生地主制』(東京大学出版会、一九五四年)、山崎隆を主張したのに対し、後者は地主制・小ブルジョア制のを主張したのに対し、後者は地主制・小ブルジョア制のを主張したのに対し、後者は地主制・小ブルジョア制のが、両者共に天保期を地主制形成(あるいは転化)の起が、両者共に天保期を地主制ではあいる。
- 点としているため、ここでは並列して挙げている。 点としているため、ここでは並列して挙げている。 点としているため、ここでは並列して挙げている。 点としているため、ここでは並列して挙げている。
- 赤塚村と同時に恋野村についても、耕地条件の分析が必(8) 図2の天保期の田中家の土地所持状況を踏まえれば、

る。 なおの分析結果は恋野村にも十分適用できると考えられ 塚村の分析結果は恋野村にも十分適用できると考えられ なる山々が広がる地域を東西に区切る形で位置しており、 なる山々が広がる地域を東西に区切る形で位置しており、 という史料的制約のために、それは困難である。ただ、 という史料的制約のために、それは困難である。ただ、 要となるが、同村には村方史料がほとんど残っていない

断っておく。 の同村の概要に関する記述は内容が一部重複することを 赤塚村は池本(二〇一一)でも対象としたため、以下

- (10) 橋本市史編さん委員会編『橋本市史 近世史料Ⅰ』
  (11) 橋本市、二○○七年、六三頁)。三五一・○七八石は「役古高」と表現される。以後本稿では、村小入用の割塚持の石高を必要とするときは、基本的にはこの三五場がの石高を必要とするときは、基本的にはこの三五場がの一・○七八石という数字を用いる。
- (1) 宝永三(一七○六)年「赤塚村新田畑地詰検地帳帳(1) 宝永三(一七○六)年「赤塚村新田畑地詰検地帳帳(1) 宝永三(一七○六)年「赤塚村新田畑地詰検地帳帳
- 五頁所収))。

  ・近世史料Ⅰ』(橋本市、二○○七年、二三八~二四史 近世史料Ⅰ』(橋本市、二○○七年、二三八~二四旧貢租米共覚写し」(橋本市史編さん委員会編『橋本市旧責租米共覚写し)(橋本市史編さん委員会編『橋本市

- (3) 新田畑は元々面積は、全て六尺三寸四方を一歩としたもの七三)年「本田畑有畝改帳」で四四件中三〇件が山林や中の数値を利用して縄延びの大きさを算出すれば二九・中の数値を利用して縄延びの大きさを算出すれば二九・正時は六尺四方を一歩としたものであり、これを揃えると縄延びの大きさは一七・五%となる。なお、以後本稿と縄延びの大きさは一七・五%となる。なお、以後本稿と縄延びの大きさは一七・五%となる。なお、以後本稿と縄延びの大きさは一七・五%となる。なお、以後本稿とは一次に加え、明治六(一八(3)) 新田畑は元々面積が小さいことに加え、明治六(一八(3)) 新田畑は元々面積が小さいことに加え、明治六(一八)
- (14)「人植」について、詳細は池本(二〇一一)参照。

である。

- (15) 慶長検地帳を筆写した明治二(一八六九)年「伊都郡(15) 慶長検地帳を筆写した明治二(一八六九)年「伊都郡和、京村御検地帳を当りた明治九年「所持地所図面帳」に基づいて、所を整理した明治九年「所持地所図面帳」に基づいて、所を整理した明治九年「所持地所図面帳」に基づいて、
- (16) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(慶長六(16) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(慶長六(15) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(慶長六(15) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(慶長六(15) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(慶長六(15) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(慶長六(15) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(慶長六(15) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(慶長六(15) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(慶長六(15) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(慶長六(15) 伊都郡丁ノ町組二二ヵ村について、慶長検地(

- る。縄延びの多くも恐らくは同時期に開発されたと考えられんであったこと」(同上、六八四頁)を示すものであり、
- 年、二九九~三〇一頁)。 (17) 廣本満『紀州藩農政史の研究』(宇治書店、一九九二
- 高い。 を年次であり、同年も大規模な減免がなされた可能性がた年次であり、同年も大規模な減免がなされた可能性が文政六(一八二三)年は紀州藩史上最大の一揆が発生し史料が残っていないため確かなことはわからないが、

- とが、廣本(一九九二)で指摘されている。(19) 他村でも天保期における貢租減免幅が寡少であったこ
- (20) 村に賦課された(各年の「免割賦帳」)。
- (1101一)参照。
- (2) 池本(二〇一一)において、伊都郡では慶長期に一・(2) 池本(二〇一一)において、伊都郡では慶長期に一・

- 24 明らかにした。農業生産力や貢租、 米に占める割合は一八世紀中期と同水準であったと考え きな変化がない以上、天保期においても、作徳米の小作 米の小作米に占める割合が、 で地主が減免を全く行わなかった場合における、 池本(二〇一一)では一八世紀中期、縄延びがない 約三割にとどまったことを 小作米収取慣行に大
- ない。これは当該地域の地主が本稿で明らかにしている 事例は、 り、収益率を重視すべきであるという見解もあるかも ような、高率貢租が固定化されると共に、山際など土地 れない。しかし、田中家文書を含む当該地域の史料にお 銀が少額であれば、それは地主にとって有利な土地であ ろう。同時期における縄延びの有利性は、 時期であり、 めと考えられる。 に置かれており、 の場所によっては耕地形状の安定性が低いという状況下 の利回り水準が一般的に成立・適用されていたとは言え (担というリスクを低減させる点にあったことを強調 土地取得に際して、たとえ縄延びが小さくても土地代 凶作時の貢租負担というリスクの低減を重視したた 利回りを踏まえて土地代銀の算定根拠を明示した 現時点では二例しかなく、土地取得の際に一定 後者の重要性は平年より一層高かったであ 収益率ではなく、有利な作徳米の確保 特に天保期は凶作が連続的に発生した [X] [作時の貢租

29

28

5』(和歌山県、一九七九年、二三四~二四九頁所収)。

- 26 られる。 おきたい。 田中家は池本(二〇一一)でも対象としたため、 以下
  - 関する記述は内容が一部重複することを断っておく。 の同家の概要と安永四(一七七五)年に至る土地 集積に
  - る。田中家文書には、この作成に関連すると考えられる ら第十まであり、時系列に冠婚葬祭、土地売買、役職へ るために、自家の古文書を整理したものである。第一か に作成されたことがわかり、その内容は十分信頼できる。 下調べや原稿が多く残されていることから、非常に丁寧 の就任、家の普請、旅行などが箇条書きに整理されてい 探り猶要用の事をも書き誌し之れを子孫に傳へん」とす 祖先の鴻恩を忘れざるため家業の餘暇に列祖の事蹟を 要記録 第二」「要記録 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 大正元 (一九一二) 第五」。この「要記録」は、八代七右衛門孝敏が 年「要記録 第一 第三」「要記録 」、大正二 近現代史料
  - 年は明治一八年「寛延三庚午年地資帳寫」、安永三年は 推移し、明治八(一八七五)年にはなくなった(寛延三 年に六五人植、天保二(一八三一)年に四五・五人植と 明治二一年「安永三甲午年地資帳冩」、文化元年は明治 安永三(一七七四)年に四八人植、文化元(一八〇四 一二年「享和四甲子年地資帳冩」、天保二年は天保二年 自作地の面積は、寛延三(一七五〇)年に一五人植 主の性格を判 明治八年は明治六年「年々勘定帳」による)。 断するには、 自作地経営の内容を

田中家文書には自作地経

検討することも必要であるが、

- こでは自作地面積の推移から判断した。営について記した史料がほとんど残っていないため、
- 田中家全体で見ても、天保期には土地集積が停滞してお(31) 図2から、赤塚・恋野両村における所持地だけでなく、と、一九町六反一畝二〇歩と算出される。

注目される。

- $\mathbb{H}$ 積は例外的な集積であったのではないだろうか。 での小作地経営が困難であったためではないかと推測さ れており、農村荒廃下(詳細は池本(二〇一一)参照) 中家の居村である赤塚村から紀ノ川を挟みつつ約四㎞離 のの(安永四年の実面積比率は一二七・九)、同村が田 地の実面積比率が一一〇・一(安永四(一七七五) としたい。ただ現時点では、下上田村については、 を務めていたためと推測される。例えば、平野村の最初 る土地集積を重視し、下上田・平野両村における土地集 であることを踏まえれば、 れる。これらの不利な条件は土地取得前からわかるもの に過ぎず、凶作時の貢租負担というリスクが高かったた 渡・売却された理由について、 たのは、 ・平野両村の土地をその不利な条件を認識しつつ取得 下上田・平野両村の土地が集積後、 平野村については、集積地に一定の縄延びはあるも |地取得は同村の庄屋からであり、しかも一一・二石 同家が大庄屋や物書役という組レベルの役職 同家は赤塚・恋野両村におけ 詳細な分析は今後の課題 短期間の内 集積 K
- は、そうした立場にある者として、地域の成り立ちを考就く同家を頼ったものと考えられる。一方の同家としての成り立ちを維持できなかったため、組レベルの役職には農村荒廃の下で、庄屋や村内の有力百姓だけでは百姓村惣代から三度にわけて三・三石を取得している。これという広大なものであった。その後も庄屋から五・六石という広大なものであった。その後も庄屋から五・六石

質地請戻し慣行は機能していなかったことを指摘してお村に居住する百姓への売却であった。当該地域においてそれはわずか数例に過ぎず、ほぼ全てがその土地があるなお、両村における売却の中には請戻しもあったが、慮せざるを得なかったのであろう。)

帳」による。 総コー(一八八八)年「所有地旧新地番反別実際比較 治二一(一八八八)年「所有地旧新地番反別実際比較 場 第一」、大正二年「要記録 第二」、地租改正時は明 (33) 安永二(一七七三)年は大正元(一九一二)年「要記

きたい。

- 野村の土地一一・四石も譲渡している。(34) 大正二(一九一三)年「要記録 第四」。同時に、恋
- 「要記録 第五」)。 「要記録 第五」)。 「要記録 第四」集積している(大正二(一九一三)年「要記録 第四」集積している(大正二(一九一三)年「要記録 第四」年、八年に二六・二石(六七・が、明治七(一八七四)年・八年に二六・二石(六七・次) 天保期以後の集積地を石高で見ると三八・九石になる
- は、田中家が赤塚村の庄屋を務めていたことの影響が大) 実面積比率が九○~一一○の土地も集積されているの

果取得した土地は、実面積と検地帳面積にほぼ差がなか 文写帳 率を算出すると、一〇七・二であった ものと考えられる。 期間中のものであり、恐らくは庄屋として、農村荒廃下 考えられる。 ったのであり、その土地が三一・九%の多くを占めたと 畑有畝改帳」)。つまり、 で経済的に困窮した百姓の貢租の立て替えを求められた 記載されている(明治二四(一八九一)年 による取得が八件あり、それらには全て未進米 きいと考えられる。 年までの本田畑の土地取得三九件のうち、 三番」)。これらは全て同家が庄屋を務めている 壹番」「地所買得證文写帳 この八件で取得した土地の実面積比 最初の土 庄屋として貢租を立て替えた結 一地取得から安永四 貮番」「地所買得證 (明治六年 「地所買得證 譲渡証文 - 「本田

38

(37) 田中家は文政元(一八一八)年に分家を創設し、その(37) 田中家は文政元(一八一八)年にぼ均等に位置して実面積二一・三人植の土地を譲渡した(大正二(一九一実面積二一・三人植の土地を譲渡した(大正二(一九一実の土地一・五石・林山、彦谷村の土地〇・九石も須河村の土地一・五石・林山、彦谷村の土地〇・九石も渡渡している)。それらが村内の北部・中部・南部にほぼ均等に位置して、一九一、一次では対して、一九一八)年に分家を創設し、その

○・九石の善右衛門、一七・四石の文吾、一七・二石の同家は突出した存在であったが、他に村内上層として二また、天保期の赤塚村において、約七○石を所持した

たことがわかる。

表右衛門、一五・二石の千蔵がおり(天保八(一八三 表右衛門、一五・二石の千蔵がおり(天保八(一八三 表が新たに取得できる土地は、ほとんどなかったといえ 表が新たに取得できる土地は、ほとんどなかったといえ でおったが、これら四家は合計すれば同家と同水 ではったが、これら四家は合計すれば同家と同水 ではったが、これら四家は合計すれば同家と同水 ではったが、これら四家は合計すれば同家と同水 ではったが、これら四家は合計すれば同家と同水 ではったが、一人三 でおうに、同村では縄延びの大きい土地から譲渡・売却 の分家や、中層以下の百姓もいたことを考慮すれば、同 家が新たに取得できる土地は、ほとんどなかったといえ でおうに、同村では縄延びの大きの土地から譲渡・売却 の分家が新たに取得できる土地は、ほとんどなかったといえ の分家が新たに取得できる土地は、ほとんどなかったといえ でおうに、同村では縄延びの大きい土地から譲渡・売却 の分家が新たに取得できる土地は、ほとんどなかったといえ

治八年改正番号ト引合セタル覚帳」)、それぞれの面積を 算出しその割合を算出すると、 テ所持地所小作米改候付旧新共地資米覚帳」、 たことを踏まえて(赤塚村は明治一九(一八八六)年 では○・七石、恋野村では○・五石の事例が最多であっ の「恋野下作米受取覚」)。一人植あたり小作米は赤塚村 石であった(赤塚村は各年の 自作地と小作地が共に約三〇石、 ったが(図2)、それらの土地からの小作米は、 地資米沿革取調帳」、恋野村は明治一〇年「恋野村内ニ 八・七%であった。 天保期の所持地はそのほぼ全てが赤塚村と恋野村であ 明治八年十二月三十一日調当家所有地之旧番号ト明 自作地は所持地のわ 地資帳」、 恋野村小作地が約七二 恋野村は各年 明治一八 赤塚村

大正二(一九一三)年「要記録 第天保五(一八三四)年「地資帳」。

(4) 貸付残高〜新規貸付分利子の合計から返済額を差し引(4) 貸付残高〜新規貸付分利子の合計から返済額を差し引(4) 貸付残高〜新規貸付分利子の合計から返済額を差し引

47

- (4) 文政一○(一八二七)年「大福帳」。記 第二輯』(臨川書店、一九九○年、九六頁所収))。(4) 『紀伊続風土記』(恋野村は仁井田好古編『紀伊続風土
- (4) 小作米不納分の回収が放棄されるようになった要因に(4) 小作米不納分の回収が放棄されるようになった要因に対したためという解釈ができる。この点を明小作人が抵抗したためという解釈ができる。この点を明小作米不納分の回収が放棄されるようになった要因に
- (46) この時、池本(二〇一一)で述べたように、縄延びの大きさが、村全体を約一〇%上回っていたことが、その大きさが、村全体を約一〇%上回っていたと考えられる。

とや、縄延びの大きい土地から移動したことを踏まえれ 面積は少ないものの、縄延びがある土地が占める割合 七七三)年以前と安永三年以後では、後者の方が、 間における土地移動は激しいものではなかったと考えら 寛政期にはほとんど変化がないことを踏まえれば、 永期は同年から約二○年ほど前であるが、 同家や他の村内上層に所持されていたと考えられる。安 で、北部の縄延びのある土地の約四割を所持していたこ 〇石を所持していた。 った百姓がまず頼ると思われる同家の所持石高が安永 なお、 寛政二 (一七九〇) 上述の想定は安永期にも当てはまると推測される。 寛政二年には北部の縄延びのある土地の大多数が、 表3で天保期以前を詳しく見ると、 西·三石 石 他の村内上層は四家合計で九四 天保期に同家が所持石高約七〇石 年「戌諸色小入用帳」によると、 経営危機に陥 安永二(一 同期

紀ノ川上流域と庄内における地主制停滞の要因の違いような傾向となったと考えられる。

何らかの事情で土地を譲渡・売却することになり、

延びの大きい

土地から手放したために、

から各村の上層百姓であったと推測される)であったの

(同家と親戚関係にある家であること

彼らが縄延びがある土地を取得した後、

同家に

上層や他村の親族

ものではない。つまり、これらの土地の取得元は、

村内

(面積)が高く、合計面積の縄延びも大きい傾向にあっ

しかし、これは上記の推測と矛盾する

たことがわかる。

である。

性のある要因であったのかという点については、 が何に基づくのか、またそれらの要因が、どの程度普遍 今後の

(補注) 常にお世話になった。ここに感謝したい。 史料の利用にあたっては、田中浩氏、 栗山修氏に非

池本裕行「近世地主制の形成と縄延び地の存在―縄延び地を 安藤精一・徳永光俊・谷山正道・堀尾尚志校註/執筆 農書全集第28巻』(農山漁村文化協会、 一九八二年) . 『日本

第四五号、二〇一一年、六五~七六頁 含む小作米収取慣行の成立に着目して―」(『農業史研究』

池本裕行「近世農村における農民余剰の成立と地主制形成の 都大学博士学位論文、二〇一三年) 論理―縄延び地を含む小作米収取慣行に着目して―」(京

阿部英樹 四年 『近世庄内地主の生成』(日本経済評論社、一九九

阿部英樹 四年 『近世農村地域社会史の研究』 (勁草書房、二〇〇

かつらぎ町史編集委員会編 らぎ町、 二〇〇六年 『かつらぎ町史 通史編』(かつ

竹安繁治 『近世封建制の土地構造』 『近世土地政策の研究』 (大阪府立大学経済学部 (御茶の水書房、一九六

仁井田好古編 〇年) 『紀伊続風土記 第二輯 臨川書店、 一九九

橋本市史編さん委員会編 二〇〇七年) 『橋本市史 近世史料Ⅰ』 (橋本市

橋本市史編さん委員会編 『橋本市史 民俗編・文化財

(橋本市、二〇〇五年)

古島敏雄・永原慶二『商品生産と寄生地主制』(東京大学出 廣本満『紀州藩農政史の研究』(宇治書店、 一九九二年)

版会、一九五四年)

和歌山県史編さん委員会編 山崎隆三『地主制成立期の農業構造』(青木書店、一九六一 近現代史料5

『和歌山県史

(和歌山県、 一九七九年

受付日 二〇一三年九月三〇日/受理日 二〇一三年一一月九日

いけもと ひろゆき・京都大学研修員